

川崎市立川崎病院研修管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院研修管理委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営等に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院における医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2に基づく臨床研修を受ける医師(以下「臨床研修医」という。)の教育と指導に関し、必要な事項を定め、その円滑な運営を推進するために委員会を置く。

(所掌事務)

第1条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 臨床研修医の募集に関すること。
- (2) 臨床研修医の試験内容に関すること。
- (3) 医師臨床研修マッチング事業に関すること。
- (4) 研修プログラムの作成、調整等に関すること。
- (5) 臨床研修医の教育指導に関すること。
- (6) 研修評価と修了認定に関すること。
- (7) 研修中断及び再開に関すること。
- (8) 協力病院及び協力施設の研修プログラムとの相互調整に関すること。
- (9) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成等)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育指導部長をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、プログラム責任者、各診療科研修カリキュラムの責任者、病院長、副院長、事務局長、庶務課長、外部有識者、研修協力施設の研修実施責任者(指導医)のほか病院長が任命する看護部、薬剤部及び放射線診断科等に所属する医療従事者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年間とする。ただし、後任の委員がない場合は、後任の委員が決定されるまでの間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(委員会)

第4条 委員会は、研修プログラム決定、マッチング採用、研修修了判定等、定期的を開催することを原則とし、その他必要の都度委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(関係者の出席)

第5条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 委員会には、必要な事項を調査検討等するため、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は、病院職員の中から委員長が指名する。
- 3 部会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 4 委員長は、部会で調査検討等した事項を委員会に報告する。
- 5 部会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明

を求めることができる。

(院長からの指示等)

第7条 委員長は、院長からの諮問事項等についての調査審議結果を院長に報告し、その指示を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第10条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。